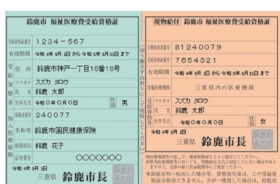




情報館 ② 福祉医療費のお知らせ

福祉医療課 ☎382-2788 📠382-9455
✉fukushiiry@city.suzuka.lg.jp

福祉医療費についてお知らせします



令和4年9月から医療機関での窓口負担無料化の対象年齢を15歳までに拡大します

現在6歳までの子どもに適用している医療機関での窓口負担無料化(以下、現物給付)の対象を拡大します。

現行



0～6歳まで

9月以降



0～15歳まで

対象になる要件は？

次の①～③を全て満たすこと

- ①福祉医療費受給資格をお持ちの0～15歳到達年度末までの市内在住の子ども
- ②三重県内の医療機関での受診(通院・入院)
- ③現物給付方式用の受給資格証と保険証(入院の場合は、限度額適用認定証も必要)を医療機関の窓口で受診時に提示すること

福祉医療費助成制度の受給資格を更新します

令和4年度(令和3年中)の所得額による判定後、更新した受給資格証を8月下旬に郵送します。また、後期高齢者医療制度に加入中の方には受給資格証の交付はなく、受給資格決定通知書を郵送します。なお、所得制限額を超えるなど、医療費助成の対象に該当しなかった方には、その旨を通知します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。どうか、福祉医療課へお問い合わせください。

	障がい者医療費	一人親家庭等医療費	子ども医療費
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方 ●療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)をお持ちの方、または知能指数が50以下の方 ●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ●0～18歳到達年度末までの児童を養育している一人親家庭などの母または父およびその児童 ●父母のいない0～18歳到達年度末までの児童 	<ul style="list-style-type: none"> ●0～15歳到達年度末まで(中学生)の子ども
対象医療費	<ul style="list-style-type: none"> ●各医療保険法などの規定による自己負担相当額 ●入院時の食事療養に係る標準負担額(住民税非課税世帯で、医療保険の減額認定を受けた方が対象) ※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の障がい者医療費は、通院分のみが助成対象です。 ※受給資格の認定には所得制限があります。 		

適正受診にご協力ください

適正受診は、「できるだけ医療機関にかからないようにする」ものではありません。医療費助成制度は、医療機関や市民の皆様のご理解とご協力によって支えられています。これからも安心して必要なときに医療を受けられるように、医療機関の適正な受診をお願いします。

保育所・学校などでけがをした場合

保育所や学校などでけがをして、災害共済給付制度により給付を受ける場合は、福祉医療費の助成を受けることはできません。受診の際は、必ず「保育所や学校などでけがをした」と医療機関に申し出てください。

